（別表２）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

（平成２８年１０月１日作成）

No.36

法　令　名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
根 拠 条 項	第８条
処分の概要	食鳥処理の事業の許可の取消し、又は６月以内の期間の事業の全部若しくは一部の停止
法令の定め	第５条　都道府県知事は、第３条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。 一　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者 二　第８条又は第９条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者 三　成年被後見人 四　法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの 第８条　都道府県知事は、食鳥処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第３条の許可を取り消し、又は６月以内の期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 二　第５条第１項第１号、第３号又は第４号に該当するに至ったとき。 三　第３６条第１項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
処 分 基 準	法令の定めによる
処分担当課	（認定小規模食鳥処理場以外の食鳥処理場） ①許可の取消し 保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5262） ②６月以内の期間の事業の全部若しくは一部の停止 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課・食肉検査課又は食肉衛生検査所 （認定小規模食鳥処理場） 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	同上
備　　考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

（別表２）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

（平成２８年１０月１日作成）

No.37

法　令　名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
根 拠 条 項	第９条
処分の概要	食鳥処理場の整備改善命令、若しくはその整備改善を行うまでの間の全部若しくは一部の使用の禁止、又は許可の取消し、若しくは６月以内の期間の事業の全部若しくは一部の停止
法令の定め	第５条 １（省略） ２　都道府県知事は、第３条の許可の申請に係る食鳥処理場の構造又は設備が厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるときは、同条の許可をしてはならない。 第９条　都道府県知事は、食鳥処理業者の食鳥処理場が第５条第２項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったときは、その食鳥処理場の整備改善を命じ、若しくはその整備改善を行うまでの間当該食鳥処理場の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は第３条の許可を取り消し、若しくは６月以内の期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 施行規則第２条　法第５条第２項の厚生労働省令で定める基準は、別表第１のとおりとする。
処 分 基 準	法令の定めによる
処分担当課	（認定小規模食鳥処理場以外の食鳥処理場） ①許可の取消し 保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5262） ②整備改善命令、整備改善を行うまでの間の全部若しくは一部の使用を禁止、６月以内の期間の事業の全部若しくは一部の停止 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課・食肉検査課又は食肉衛生検査所 （認定小規模食鳥処理場） 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	同上
備　　考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

（別表２）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

（平成２８年１０月１日作成）

No.38

法　令　名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
根 拠 条 項	第１３条
処分の概要	食鳥処理衛生管理者の解任命令
法令の定め	第１２条 １（省略） ２　食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、食鳥処理に従事する者を監督し、食鳥処理場の設備構造を管理し、その他食鳥処理につき、必要な注意をしなければならない。 第１３条　都道府県知事は、食鳥処理衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合であって当該食鳥処理衛生管理者に引き続きその職務を行わせることが適切でないと認めるときは、食鳥処理業者に対し、その解任を命ずることができる。 一　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 二　前条第２項に規定する職務を怠ったとき。 三　第１５条第７項の規定による確認に係る事項が同項の厚生労働省令で定める基準に適合していなかったとき。 第１５条 １～６（省略） ７　食鳥処理業者が、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況について、第１２条第６項の規定による届出をした食鳥処理衛生管理者に厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認をさせた場合においては、都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法を簡略化することができる。 施行規則第２８条　食鳥処理衛生管理者による法第１５条第７項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認は、当該食鳥処理場において現に食鳥検査を行っている食鳥検査員（第４９条に定める者をいう。以下同じ。）又は検査員（法第２５条第２項に規定する厚生労働省令で定める要件を備える者をいう。以下同じ。）の監督を受けて次の事項について視覚、触覚及び臭覚を用いて行うものとする。 一　脱羽後検査に係る確認にあっては、脱羽の後、１羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況 二　内臓摘出後検査に係る確認にあっては、食鳥とたいの内臓を摘出した後、１羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況 ２　法第１５条第７項の厚生労働省令で定める基準は、別表第７のとおりとする。 ３　法第１５条第７項の規定による脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法の簡略化は１羽ごとの食鳥とたいの体表の状況についての望診及び触診の一部並びに１羽ごとの内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況についての望診及び触診の一部を省略することにより行うものとする。
処 分 基 準	個別の事例について、下記事項が担保されるよう、諸条件を勘案して総合的に判断する。 １　食鳥肉に生ずる衛生的危害を除去して、安全な食鳥肉を生産すること。 ２　食鳥処理を行うことに伴う環境衛生上の危害の発生を防止すること。 ３　その他公衆衛生上必要な措置が講じられること。
処分担当課	（認定小規模食鳥処理場以外の食鳥処理場） 保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5262） （認定小規模食鳥処理場） 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	同上
備　　考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

（別表２）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

（平成２８年１０月１日作成）

No.39

法　令　名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
根 拠 条 項	第１６条第６項
処分の概要	食鳥処理衛生管理者の解任命令
法令の定め	第１６条 １～４（省略） ５　認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場における食鳥処理に際し厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況（次条第３号から第５号までに規定する食鳥とたいを譲り受けた場合にあっては、内臓を摘出した当該食鳥とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況）について、確認規程（第２項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に定める方法に従って、厚生労働省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならない。 ６　都道府県知事は、前項の確認に係る事項が同項の厚生労働省令で定める基準に適合していなかった場合であって当該確認を行った食鳥処理衛生管理者に引き続き同項の確認を行わせることが適当でないと認めるときは、認定小規模食鳥処理業者に対しその解任を命ずることができる。 施行規則第３０条　法第１６条第５項の確認は、次に掲げるところによるものとする 一　食鳥の生体の状況の確認にあっては、視覚及び触覚を用いることにより適切に行う。 二　食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあっては、１羽ごとに、視覚、触覚及び臭覚を用いることにより適切に行う。 ２　法第１６条第５項の厚生省令で定める基準は、それぞれ、食鳥の生体の状況の確認にあっては別表第８の、食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあっては別表第７のとおりとする。
処 分 基 準	個別の事例について、下記事項が担保されるよう、諸条件を勘案して総合的に判断する。 １　食鳥肉に生ずる衛生的危害を除去して、安全な食鳥肉を生産すること。 ２　食鳥処理を行うことに伴う環境衛生上の危害の発生を防止すること。 ３　その他公衆衛生上必要な措置が講じられること。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	同上
備　　考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

（別表２）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

（平成２８年１０月１日作成）

No.40

法　令　名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
根 拠 条 項	第２０条
処分の概要	食鳥のとさつ、脱羽又は内臓摘出の禁止等
法令の定め	第１９条　食鳥処理業者は、食鳥検査に合格しなかった食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は第１６条第５項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認がされた食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等について、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置を講じなければならない。 第２０条　都道府県知事は、前条に規定する食鳥が疾病にかかっているため若しくは同条に規定する食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等が疾病にかかった食鳥に係るものであるため、若しくは同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等に異常があるため食用に供することができないと認めるとき、又は同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等により若しくは同条に規定する食鳥のとさつ、羽毛の除去若しくは内臓の摘出により病原体が伝染するおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置を採ることができる。ただし、同条に規定する消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置により、次に掲げる措置の目的が達成される場合にあっては、この限りでない。 一　当該食鳥のとさつ、羽毛の除去又は内臓の摘出を禁止すること。 二　当該食鳥の所有者若しくは管理者、食鳥処理業者その他の関係者に対し、当該食鳥の隔離、食鳥処理場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又はその職員にこれらの措置を講じさせること。 三　その職員に、当該食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等について廃棄その他の措置を講じさせること。 施行規則第３０条 １（省略） ２　法第１６条第５項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ、食鳥の生体の状況の確認にあっては別表第８の、食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあっては別表第７のとおりとする。
処 分 基 準	法令に定める他、次の通知等による。 ・食鳥検査実施要領について 平成４年３月３０日厚生省衛乳第70号　厚生省乳肉衛生課長通知
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課・食肉検査課又は食肉衛生検査所
問い合わせ先	同上
備　　考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

（別表２）　　不利益処分に係る処分基準

（平成２８年１０月１日作成）

No.62

法　令　名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令
根拠条項	第５条
処分の概要	食鳥処理衛生管理者養成施設の登録の取消し
法令の定め	（登録の取消し） 第五条　都道府県知事は、登録養成施設が第一条に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は次条の規定による申請があったときは、その登録を取り消すことができる。
審査基準	法令の定めによる
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課　（電話番号：011-204-5260）
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ　（電話番号：011-204-5260）
備　考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

（別表２）　　不利益処分に係る処分基準

（平成２８年１０月１日作成）

No.63

法　令　名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令
根拠条項	第１５条、第１６条、第１７条
処分の概要	食鳥処理衛生管理者講習会の適合命令、改善命令、登録取消し、業務の停止
法令の定め	（適合命令） 第十五条　都道府県知事は、登録講習会の実施者が法第十二条第七項の厚生労働省令で定めるところにより登録講習会を実施するものでなくなったと認めるときは、その登録講習会の実施者に対し、同項の厚生労働省令で定めるところにより登録講習会を実施するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 （改善命令） 第十六条　都道府県知事は、登録講習会の実施者が第十一条の規定に違反していると認めるときは、その登録講習会の実施者に対し、登録講習会を実施すべきこと又は登録講習会の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 （登録の取消し等） 第十七条　都道府県知事は、登録講習会の実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習会に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一　第九条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。 二　第十一条から第十三条まで、第十四条第一項又は次条の規定に違反したとき。 三　正当な理由がないのに第十四条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。 四　前二条の規定による命令に違反したとき。 五　不正の手段により法第十二条第五項第四号の登録を受けたとき。
審査基準	法令の定めによる
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課　（電話番号：011-204-5260）
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ　（電話番号：011-204-5260）
備　考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm